

第 131 回高知県都市計画審議会

議 案 書

平成 23 年 2 月 7 日

第131回 高知県都市計画審議会

1. 日 時 平成23年2月7日(月) 午後2時から4時

2. 場 所 高知市丸ノ内1丁目1-10
高知城ホール 2階 大会議室

3. 会議次第

- 1) 開 会
- 2) 会長選出
- 3) 会長代理者の指名
- 4) 署名委員の指名
- 5) 議 事
- 6) 閉 会

4. 議 事

(付議事項)

- 1) 用途地域指定のない区域における建築基準法による建築規制の指定について(宿毛都市計画区域)

(報告事項)

- 2) 高知広域都市計画区域マスタープランについて

22 高都計第 572 号
平成 23 年 2 月 4 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



用途地域指定のない区域における建築基準法による建築規制の
指定について（宿毛都市計画区域）

このことについて、建築基準法第 52 条第 1 項第 6 号、第 53 条第 1 項第 6 号、
第 56 条第 1 項第 1 号、別表 3（に）欄 5、及び第 56 条第 1 項第 2 号二の規定に
より、別紙のとおり審議会に付議します。

計 画 書

宿毛都市計画区域のうち追加される区域における建築物の容積率及び建ぺい率並びに建築物の各部分の高さの制限の指定について

- 宿毛都市計画区域のうち追加された都市計画区域において、次のように変更する。
(表中の条文は、建築基準法)

番号	面積	第 52 条第 1 項第 6 号の規定に基づく数値	第 53 条第 1 項第 6 号の規定に基づく数値	第 56 条第 1 項第 1 号別表 3 (に) 欄 5 の規定に基づく数値	第 56 条第 1 項第 2 号二の規定に基づく数値	備考
1	1,910.1 ha	10 分の 20	10 分の 6	1.5	2.5	

■ 変更理由

宿毛都市計画区域のうち追加される区域について、周辺の建築物や土地利用の状況を踏まえ、また、総合計画や都市計画マスタープランで示されているまちづくりの将来像も考慮しながら、地域の実情に合わせた規制（形態制限）を導入し、建築物の適正な規制、誘導を図るため。

番号	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	新旧面積		面積の増減
			新	旧	
1	10 分の 20	10 分の 6	1,910.1ha	1,889.7ha	+20.4ha



22 高建指第 396 号

平成 22 年 2 月 4 日

都市計画課長 様

建築指導課長



宿毛都市計画区域のうち追加される区域における建築物の容積率及び建ぺい率
並びに建築物の各部分の高さの制限の指定について(依頼)

標記の件について、建築基準法第 52 条第 1 項第 6 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 1 号、別表第 3 (に) 欄 5 の項及び第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定により、別紙のとおり審議会へ付議願います。

宿毛都市計画区域のうち追加される区域における建築物の容積率及び建ぺい率
並びに建築物の各部分の高さの制限の指定について

- 宿毛都市計画区域のうち追加される区域において、次のように追加変更する。
(表中の条文は、建築基準法)

番号	面積	第52条第1項 第6号の規定 に基づく数値	第53条第1項 第6号の規定 に基づく数値	法第56条第1 項第1号・別表 第3(に)欄5の 項の規定に基 づく数値	第56条第1項 第2号ニの規 定に基づく数 値	備考
1	1910.1 ha	10分の20	10分の6	1.5	2.5	

■ 変更理由

宿毛都市計画区域のうち追加される区域について、建築物や土地利用の現況を踏まえ、また、総合計画や都市計画マスタープランで示されているまちづくりの将来像も考慮しながら、地域の実情に合わせた規制(形態制限)を導入し、建築物の適正な規制、誘導を図るため。

番号	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	新旧面積		面積の増減
			新	旧	
1	10分の20	10分の6	1,910.1ha	1,889.7ha	+20.4ha

宿建第 512 号
平成 23 年 2 月 4 日

高知県知事 尾崎 正直 様

宿毛市長 中西 清



宿毛都市計画区域のうち追加される区域における建築物の容積率及び
建ぺい率、並びに建築物の各部分の高さの制限の指定について（申請）

このことについて、平成 23 年 2 月 3 日に開催いたしました宿毛市都市計画審議会にお
いて、原案のとおり議決されましたので、別添のとおり申請します。

宿毛都市計画区域のうち追加される区域
における建築物の容積率及び建ぺい率、並
びに建築物の各部分の高さの制限の指定
について

宿 毛 市

変 更 計 画 書

宿毛都市計画区域のうち追加される区域における建築物の容積率及び建ぺい率、並びに建築物の各部分の高さの制限の指定

(知事指定及び決定)

■宿毛都市計画区域のうち追加される区域において、次のように追加変更する。

番 号	面 積	法第52条第1項第6号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項・法別表第3(に)欄5の項に基づく数値	法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値	備 考
1	1,910.1 ha	10分の20	10分の6	1.5	2.5	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

■変更理由

公有水面埋立により、新しく用地が出来た下記の区域(①～③)について、建築物や土地利用の現況を踏まえ、また、総合計画や都市計画マスタープランで示されているまちづくりの将来像も考慮しながら、地域の実情に合わせた規制(形態制限)を導入し、建築物の適正な規制、誘導を図るため。

- | | | |
|------------|-----------|--------------------|
| ① 宿毛湾港池島地区 | 公有水面埋立地面積 | 19.00 ha |
| ② 宿毛湾港新田地区 | 公有水面埋立地面積 | 0.84 ha |
| ③ 宿毛湾港片島地区 | 公有水面埋立地面積 | 0.54 ha |
| 3 地区 | 合計面積 | 20.38 ha → 20.4 ha |

新旧対照表

番 号	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	新 旧 面 積		面積の増減
			新	旧	
1	10分の20	10分の6	1,910.1ha	1,889.7ha	+20.4ha

■宿毛都市計画区域のうち追加される区域における建築物の容積率及び建ぺい率、並びに建築物の各部分の高さの制限の指定に関する手続き

都 計 区 域 名	市町名	説明会	参加者	縦覧日	閲覧者	意見書	都計審 開催日
宿 毛	宿毛市	平成23年 1月18日	7	平成23年 1月18日 ~2月1日	0	0	平成23年 2月3日

平成23年2月3日

宿毛市長 中西 清二 様

宿毛市都市計画審議会
会長 小松 宣男



宿毛都市計画区域について (答申)

平成23年 2月2日付で諮問のあった案件について下記のとおり答申します。

記

- 1 宿毛都市計画区域のうち追加される区域における建築物の容積率及び建ぺい率、並びに建築物の各部分の高さの制限の指定について原案で良い。

第1回 宿毛市都市計画審議会

議案書

平成23年2月3日

第1回 宿毛市都市計画審議会

1. 日 時 平成23年2月3日(木) 15時から

2. 場 所 宿毛市役所 3階 第3会議室

3. 会議次第

1) 開 会

2) 会長選出

3) 議 事

4) 閉 会

4. 議 事

(付議事項)

- 1) 宿毛都市計画区域内の池島、新田、片島地区における建築物の容積率及び建ぺい率、並びに建築物の各部分の高さの制限の指定

以上1件

議事1

宿毛都市計画区域のうち下記区域における建築物の容積率及び建ぺい率、並びに建築物の各部分の高さの制限の指定

(知事指定及び決定)

■宿毛都市計画区域のうち追加される区域において、次のように追加変更する。

番号	面積	法第52条第1項第6号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項・法別表第3(に)欄5の項に基づく数値	法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値	備考
1	1,910.1 ha	10分の20	10分の6	1.5	2.5	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

■変更理由

現在未指定の下記の区域(①～③)について、建築物や土地利用の現況を踏まえ、また、総合計画や都市計画マスタープランで示されているまちづくりの将来像も考慮しながら、地域の実情に合わせた規制(形態制限)を導入し、建築物の適正な規制、誘導を図るため。

- ① 宿毛湾港池島地区 建築形態制限指定面積 19.00 ha
- ② " 新田地区 " 0.84 ha
- ③ " 片島地区 " 0.54 ha

3 地区 合計面積 20.38ha →20.4ha

新旧対照表

番号	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	新旧面積		面積の増減
			新	旧	
1	10分の20	10分の6	1,910.1ha	1,889.7ha	+20.4ha

図1

○宿毛都市計画区域に追加される区域の位置及び建築部の容積率及び建ぺい率、並びに建築物の各部分の高さの制限

